

副本

昭和五九年(内)第八一四号

控訴人

株式会社早川書房

被控訴人

堀 晃

外一名

昭和六〇年六月一四日

右被控訴人堀晃訴訟代理人

弁護士

佐々木 黎二

同

松井 宣彦

東京高等裁判所

民事第一三部 御中



一、 本件訴訟の争点は、単行本「太陽風交点」に関し、控訴人と被控訴人堀晃との間で、出版に関するいかなる種類の契約が締結されたと認定されるべきなのか、又文庫本「太陽風交点」に関し、単純なる出版許諾契約が締結されたと迄言い得るのか、それとも、未だ、その段階には至っていないのではないかという点にある。

いわゆる事実認定の問題がすべてである。

二、 これらの判断をするためには、今岡清、細井恵津子らと堀晃との間で、いかなる状況のもとに、いかなる具体的な会話のやり取りがなされたのか、原審における各証言ならびに丙第七号証を基礎として、正しく事実認定して頂ければ結論は得られるものである。



三、即ち、結論として単行本「太陽風交点」については単純なる出版許諾契約が成立したに過ぎず、文庫本「太陽風交点」については、単純なる出版許諾契約にも至らない段階での単なる打診がなされたにしか過ぎない事実が存するということである。

細井と堀晃との昭和五五年一月二日の会話程度のこととは、著作者と出版社の担当者との間で日常茶飯事のように雑談の合い間に出ていることであろう。しかしながらどちらにも権利義務の拘束関係が生じるような契約が締結されたとは考えないのが実態である。

四、公式的な場での会話なのか、極めて事務的、公式的な雰囲気での会話なのか、会社の会議を経た上での話なのか、出版に関する必要事項（発行日、発行部数、定価、印税、装丁、解説、校正など）につい

て語めた話があつたのかどうか、それまで何回かその件に関して交渉が行なわれて来たのかどうか等の詳細な事実認定、分析によつて始めて文庫本「太陽風交点」に関して単純なる出版許諾契約が締結されたのか否かの判断が下されるのであるが、およそ文庫本「太陽風交点」に関して、慎重なる事実認定が行なわれるならば前述のようなことはなく、単純なる出版許諾契約にも至つていないとの認定に到達するであらう。

五 控訴人は、堀晃との「太陽風交点」に関する契約を出版権設定契約である。仮にそうでなくても排他的許諾契約である旨の主張をしているが極めて失当である。

即ち、右いずれの契約も単純なる出版許諾契約に比して著作者の権

利を著しく制限し、特別の義務を果するものであるから、その認定に際しては、著作権法第一条（目的）の「著作権者の権利の保護を図り」の精神にのっとり、極めて慎重でなければならぬ。

従つて、著作者が、出版権を設定したり、排他的許諾契約を締結した場合に、特別に受けるであろう権利の制限（義務）について十分理解した上で、著作者自身が客観的、且つ明確に、その旨の意思（出版権を設定する旨の又は排他的許諾を控訴人に与える旨の）を外部に表示しない限り、単なる出版許諾契約であるかあるいはその段階にも至っていないものと認定されるのが通常である。

六 本件に即して考察すると、堀見は何ら設定意思を表示していないことはもちろんのこと、他の出版者から出版させない旨の排他的許諾の

意思を表示しておらず、又そのような認定されるべき特別の事情も存しないのであるから、単行本「太陽風交点」に関しては単純なる出版許諾契約であることは明らかであり、それ以外の前述のような特別の契約でないことは言うまでもない。

又繰り返すようであるが、およそ何等かの出版に関する契約があつたならば、それは一応単純なる出版許諾契約であると認められるのである。この基本的な契約に対して特別な事情が付加されて、(著作者の権利を制限する旨の特別の合意、著作者の理解のもとになされる特別の義務の了承)があつて始めて出版権設定契約であるとか排他的出版許諾契約であると言えるのである。

本件においては、こうした特別の事情(特段の事情)は全く存しな

い。

△ 当控訴審において証人として出廷した小汀良久証人の証言については左の通り意見を述べる。

即ち、同人が経営している新泉社は社員わずか五名の極小出版社であり、その組織するN R出版協同組合に加入している出版社は九社に過ぎないものである。日本の大部分の大手の出版社が加入している団法人日本書籍出版協会にも所属しておらず、従つて、同人は出版業界を代表するような立場には立つておらず、その証言も出版に携わっている一個人の域を出ないものである。

しかも、出版に関する契約についての基本的知識も極めて乏しく、誤解、独善が極めて多いことが、その証言より明らかとなつた。

このため、その証言はさほどの重みのある証言でなく、当控訴審において調べては見たものの、本事件の審理の（判決を下す）ためにはほとんど必要のない証人であつた。

ハ 美作太郎氏の証言について左の通り意見を述べる。

即ち、美作証人は、小汀証人も認めているように、日本書籍出版協会の指導的立場にある人であり、その発言は業界を代表する者の意見であると一応言い得るものである。

業界の実情、実態を踏まえての証言は十分傾聴に値するものである。特に出版に関する契約の種類、区別、書面による契約の必要性、口頭契約の場合はほとんどすべて単純許諾契約であるのが実態であること、又もし出版権設定契約を締結するならほとんどすべて文書を取り

交わすのが実情であること、三年以内に同一出版物が複数の出版社から出されている実情が増えていること、出版許諾契約が成立したと言えるためには雑談の域を越えた正式（公式）な、具体的な話がなされなければならぬこと等の証言は十分説得力のある正しい証言である。

但し、同氏も法律家でないため唯一点誤り（誤解）があるのでその点を指摘して置く。

即ち、ある著作者が先行出版社、たとえばA社と、ある単行本の単許諾契約を締結した場合に、同一エディション（この場合は単行本）で、他のB社と単許諾契約を締結した場合、その行為は契約違反にならないにしても、不法行為か、不正競争防止法違反になるのではないか、（ならない場合があることも認めているが）との見解について

である。

結論として、このような場合著作者は単に契約違反にならないだけでなく、不法行為もしくは不正競争防止法違反にもならず、何等の損害賠償責任も負わないのである。エディションが同じであろうが、異なるのが、先行出版社との契約が単純許諾契約である限り、単に先行出版社A社に対し、著作者は出版することの許諾を与えたに過ぎないのであるから、同様にB社に対して許諾を与えても一向にかまわないのである。あくまで権利を持つてゐるのは著作者であるから、その行使については何等の制限も受けないのである。

もし、そのようなことをされては困るとA社が考えるならば著作者との間で、明確に書面により出版権設定契約か排他的出版許諾契約を

締結して置く必要があるであろう。それが出来ないならば事実上、著者が同一出版物を他の出版社に対して許諾を与えないような深い信頼関係を築いておく必要があるであろう。（この場合でも信頼関係がくずればどうしようもないであろう）

これらの点についての美作太郎氏の誤りを除けば同人の証言は、ほとんどすべて正しい証言であり、本控訴審における判決に際し重要な資料を提供してくれている。

一〇 最後に「三年以内の拘束力」について付言する。

先行出版社（▲社）と著作者との間で出版権設定契約が締結されていた場合、そして、その存続期間について設定行為で定めがなかつた時に始めて、三年間という期間が著作権法第八三条二項で定められて

いのである。従つて、著作者と先行出版社との契約がいかなる契約であるのかが、まず問題とされるべきであり、その点の前提を踏まえることなく、漫然と「三年間拘束」ということを言つても全く無意味である。出版界に携わつている人々の中には、出版に関する契約の區別、その効果等を十分知らずに、右「三年」という数字のみ覚えていて漫然とおよそ先行出版社がある本を出版したなら「三年間は他社は出版出来ない」との盲信、誤解している人がかなりいるとこのことを耳にするが、控訴人もこれと全く同じである。

先行出版社が出版権設定契約を締結していれば、存続期間の定めがなければ、著作者は、この契約の性質からして、当然に三年間は他の出版社から同一著作物を出版出来ない拘束を受けるのである。ところ

が、先行出版社が単純なる出版許諾契約をしたに過ぎないならば、著作者も又他の出版社も何等の拘束を受けないことは、契約の性質からして当然のことなのである。

ただ、このような場合でも、後行出版社として、法律的には全く問題がないのであるが、先行出版社より、何等かの言いがかりをつけられ紛争になつたりすることを回避するために、やむなく、あいさつ料のような金員を先行出版社に払つたり、三年間程度事実上出版を見合わせることがある。

しかしながら、これは先行出版社がそのような金員を取得したり、他社の出版を三年間止めさせるべき何等かの権利があるからではなく、後行出版社が無駄な紛争、議論を避けるために本来不必要な金員を支

二 作ノノオニ、法作三子戸
扱つたり、また先行出版社より、つまらない言いがかりをつけられな
いように、一応事実上三年位出版を見合わせるようにしているのに過
ぎないのである。(本来やめるべき悪しき行為である。) このよう
なことも、おそらく本訴の判決が結果きつかけとなつて、出版に関する契
約についての正しい知識が業界に普及して行けばなくなつて行くであ
らうと考えられる。

もつとも、これらの問題が出版社間で行なわれたとしても、著作者
には何等関係のないことであり、著作者を何等拘束するものではない。

一、控訴人らは被控訴人らに対し、出版を差し止めたり、損害賠償を請
求したりする何等の権利も有しないのに、全く法律を理解せず、独
善的な立場に立つて本訴を提起しているものであり、極めて失当であ

る。

三年間の問題についても前述のような前提問題及び実情を直視せず、全く、逆用し、「三年間拘束」される慣行があるのだなどと主張しているのである。

一三 よつて、控訴人の本件控訴は早急に棄却されるべきこと当然である。

以上

